

令和元年度答申第40号
令和元年10月18日

諮問番号 令和元年度諮問第38号（令和元年10月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のP（以下「父P」という。）は軍属（陸軍の軍用車の運転手）として在職中に病気にかかり、帰国後、その病気が原因で死亡したと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Pは軍属の身分を有していたものとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護

法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した軍属の遺族に対し、弔慰金を支給すると規定している。

- (2) 遺族援護法2条1項2号は、もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員は上記(1)の「軍属」に当たると規定している。したがって、陸軍において軍用車の運転手として有給で勤務していた者は、「軍属」に当たる。
- (3) 遺族援護法によれば、弔慰金を受けるべき上記(1)の「遺族」の順位は、配偶者が第1順位、子が第2順位とされている（36条1項1号、2号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Pは、大正2年a月b日に出生し、昭和19年3月18日にB地において死亡した。この間、父Pは、昭和12年7月19日にQ（以下「母Q」という。）と婚姻をし、昭和13年c月d日、父Pと母Qとの間に審査請求人が出生した。

なお、母Qは、平成13年3月4日に死亡した。

（戸籍全部事項証明書、除籍謄本（戸主：P）、第十回特別弔慰金の受給権の確認について（依頼））

- (2) 審査請求人は、平成27年7月15日、C市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Pに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (3) 処分庁は、平成30年2月9日、審査請求人に対し、「死亡者は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第2条に規定する軍人軍属の身分を有していたものとは認められないため。」との理由を付して、本件却下処分をした。

（却下通知書、受領書）

- (4) 審査請求人は、平成30年2月9日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和元年10月1日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却

すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、軍属（陸軍の軍用車の運転手）として在職中に栄養失調になったほか戦傷病にかかり、帰国後、その病気が原因で死亡したから、本件却下処分を取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

除籍謄本によると、父Pは、「昭和19年3月18日午前8時38分B地に於て死亡」し、妻である母Qがその届出をしている。また、死亡埋葬認許証によると、父Pは元自動車運転手で、全身衰弱により死亡したことになる。

処分庁及び厚生労働省には、父Pに係る軍人軍属又は準軍属としての身分に関する記録はなかった。

審査請求人は、父Pは昭和16年2月7日以降に戦地で入隊した後、陸軍で部隊長や軍所属の人達を乗車させる軍隊所属の軍用車の運転手として勤務していたと主張し、これらを証するものとして、D地において軍服と軍帽を着用し軍関連のものと思われる車両の前部座席に乗車している写真及び死亡埋葬認許証を提出している。しかし、上記写真の撮影の時期や経緯は不明である。また、審査請求人は、父Pは昭和19年3月中旬頃にD地から帰国した後、全身衰弱により死亡したとされているが、自分が調べたところ、突然胸が苦しくなり心臓麻痺を起こして末梢性神経炎で死亡するということが分かったと主張している。しかし、上記症状に関する経緯等を証するものは提出されていない。さらに、上記写真について、審査庁が、審査請求人に対し、平成30年3月7日付けの補正依頼の文書により、誰が、いつ、何をしている写真であるかなど、写真を提出した意図等の説明を求めたところ、審査請求人からの同月14日付けの補正書には、父Pを撮影した写真である旨のほかには、具体的な説明が記載されていない。そのため、上記写真の撮影の時期や経緯は明らかでなく、審査請求人による申立てと上記写真のみでは、父Pの身分、在職期間、傷病の原因を特定することができない。

以上のとおり、本件では、審査請求人の主張を裏付ける資料が提出されておらず、本件に現れた資料によって、父Pが遺族援護法2条1項2号に規定する軍属としての在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認めることは困難である。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄

却すべきものとする。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求受付（C市）：平成27年7月15日

（処分庁）：同年9月11日

本件却下処分：平成30年2月9日

（本件請求受付から約2年7か月）

本件審査請求受付：同日

審査請求書の補正受付：同年3月15日

審理員の指名：同年7月11日

（本件審査請求受付から約5か月）

反論書提出期限：同年10月7日

審理員意見書提出：令和元年9月13日

（反論書提出期限から約11か月）

本件諮問：同年10月1日

（本件審査請求受付から約1年8か月）

(2) そうすると、本件では、C市による本件請求受付から本件却下処分までに約2年7か月を要しており、そのうち、処分庁からの照会（平成28年1月7日付け）に対し、厚生労働省が回答（同年7月22日付け）するまでに約6か月半を要した上、処分庁が審査請求人から追加資料の提出を受けて（平成29年6月6日）から本件却下処分をするまでに約8か月を要している。一件記録からは、処分庁が上記追加資料の提出を受けた後に更に調査を行った形跡はうかがわれないから、本件請求の処理に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

なお、処分庁からの照会に対し厚生労働省が回答するという上記の手續は、他の同種案件でも行われているが、この手續に長期間を要することがないようにするため、事務処理の合理化及び迅速化に資する方策を検討することが望まれる。

また、審査庁においては、本件審査請求の受付から審理員の指名までに約5か月を要しているほか、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約11か月も経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月もの期間を要している。これらは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、父Pは軍属（陸軍の軍用車の運転手）として在職中にかかった病気により帰国後に死亡したと主張し、その主張を証明する資料として、父Pが車両の前部座席に乗車している写真1枚、父Pが死亡した当時の状況を記載した手紙及び死亡埋葬認許證を提出している。しかし、写真については撮影の時期や経緯が不明であり、手紙には父PがD地で栄養失調と脚気になったなどの記載があるものの、その原因や病状を証明する資料の提出がなく、また、死亡埋葬認許證には、父Pの職業は元自動車運転手で、病名は全身衰弱との記載があるだけであるから、これらの資料だけでは、父Pが軍属として在職中に疾病にかかり、それによって死亡したものと認めることはできない。

(2) 次に、処分庁は、弁明書において、「A都道府県及び厚生労働省保管資料において、該当する戦没者の有無について調査したが、Pに係る身分及び死因を確認できる記録は見当たらない。」と主張するが、具体的にどのような資料を調査したかを明らかにしていない。この点は、審理員意見書及び諮問説明書においても、同様である。そこで、当審査会が、審査庁に対し、具体的にどのような資料を調査したかについて照会をしたところ、審査庁から次のとおり回答があった（令和元年10月8日付け事務連絡）。

ア 処分庁においては、A都道府県保管の旧陸軍から継承した人事関係等資料である陸軍兵籍、陸軍戦時名簿、臨時軍人・軍属届、除隊召集解除者連名簿、身上申告書、本籍地名簿、戦没者原簿、雇傭人名簿、過去の特別弔慰金の請求状況及び軍人・軍属・準軍属に係る弔慰金・公務扶助料裁定者名簿を調査したが、父Pに関する記録を確認することができなかった。

イ 厚生労働省においては、同省保管の旧陸海軍等から継承した人事関係等資料である陸軍留守名簿、陸軍死亡者連名簿、除隊召集解除者名簿、陸軍身上申告書、陸軍軍属名簿、陸軍文官・嘱託名簿、恩給関係受付送付簿、遺族年金等裁定記号番号簿、弔慰金裁定通知書記号番号簿及び弔慰金・遺族年金等却下通知書を調査したが、父Pに関する記録を確認することができなかった。

なお、上記事務連絡によると、処分庁は、弁明書の作成過程において、A都道府県交通局に対し、父Pに係る人事履歴の有無及び同交通局職員が当時D地に派遣されたことが分かる記録の有無について問合せをし、該当する記録がないことも確認している。これは、審査請求人が、上記(1)の写真を提出した際に、父PはA都道府県バスの運転手としてD地に行った旨述べていたことを踏まえて行われたものと考えられる。

以上によれば、処分庁は、父Pの身分及び死因の公務性について十分な調査を行ったといえることができる。

(3) そうすると、本件では、審査請求人の主張を裏付ける資料がないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公